

た。経過事務及び出張について多量の丁入れが並行し、

(3) 樹林地等に対する奨励金等について

奨励金の交付額は、規則第10条の規定に基づき、7アール以上で5年以上目的通り管理する樹林地等にかかる固定資産税、都市計画税の合計額の80%以内、又は1㎡当り23円となつている。

規則第10条第4項に規定してある、納税済確認については、抽出して調査を行つたところ、いずれも納期を過ぎたものについては完納されていた。又、奨励金の交付時期は、3月末日までに交付すると規定されているが、3月31日までに交付されていなかった。

監査にあたつては、交付手続が適正に執行されているかについて調査した結果、交付手続は適正に行われていると認められるが、交付時期について、3月末日までに交付されていないので、今後は3月末日までに交付されるよう是正されたい。

なお、53年度樹林地等指定一覧表については、別表2のとおりである。

(4) 樹林地等の現状調査について

樹林地等の管理状況に関する現況調査は、規則第9条に規

定されているが、現況調査は実施されていない。

又、国定資産税課税台帳及び農地転用届で確認をしているが、監査で抽出調査した結果若干の脱漏が見受けられた。

今後は、現況の把握については、なお一層努力されたい。

(5) 樹林地等の指定解除について

樹林地等の所有者は指定解除する場合は届出なければならぬと規定されているが、現実には、必ずしも励行されていない。又、課税台帳及び農地転用届で確認し職権で解除処理している状態である。

今後の指定解除については、(4)で述べている通り、現況の把握を確実にし事務処理の適正を図られたい。

(6) 奨励金の返還について

指定解除に伴う本年度分の奨励金の返還額は、227,029円であるが、前年度分の指定解除分に対する、返還額160,533円が、本年度分の歳入として処理されているが、指定解除に伴う返還金は年度内で事務処理をするよう是正されたい。

樹林地等の解除状況は、次表のとおりである。

(1) 樹林地等の解除状況

昭和53年度中における、樹林地等(A、B農地、平地山林、

準山林)の解除状況は下記のとおりである。

区 分	件数	面 積	解 除 金 額
A 農 地	1 ^件	3 4 5 ^{m²}	1 2, 2 8 3 ^円
B 農 地	7	3, 1 7 8	1 2 6, 3 9 0
平地山林	1	6 8 6	8 8, 3 5 6
合 計	9	4, 2 0 9	2 2 7, 0 2 9

解除理由 農地転用及び雑種地課税による。

(7) 苗木育成委託事業について

市内の緑化運動を積極的に推進するために市内の農業者と3年間委託契約し苗木育成事業を進めている。

監査にあつては、苗木育成委託契約事務が適正になされているかについて、契約書等関係書類を調査した結果、適正に行われているものと認められた。又、苗木の在圃本数

(15,218本)に比較して需要が少ない、現況のままで行くと樹丈が伸長し配布、移植に適しなくなるので適切な処理を講ずる必要がある。

苗木育成の委託事業の経済性については、一応の成果があるものと認められる。

苗木育成管理委託事業状況は、次のとおりである。

(3) 草花の種 苗木育成管理委託事業状況

・委託者 市内農業者5人

附・会場場所

福生市志茂112番地 福生市武蔵野台1丁目16-9

主日 1 月 1 日 15 时 ~ 主日 1 月 1 日 15 时 15 分

北田園2丁目18~53.0 // // 2丁目31-1

2丁目2-8 福生字武蔵野2406-1

・委託期間(3年間)

昭和52年4月1日～昭和55年3月31日 2ヶ所

昭和53年4月1日～昭和56年3月31日 2ヶ所

昭和54年4月1日～昭和57年3月31日 2ヶ所

・品種及び本数

品 種	委託本数	53年度搬出本数	54年3月31日現在
もくせい	5,158	495	4,663
つつじ	10,023	401	9,622
貝塚伊吹	933	0	933
合 計	16,114	896	15,218

1 緑化推進事業

(1) 出生記念樹の配布(もくせい・つつじ)

市の木を春、秋に市内八ヶ所で新生児に無料配布してい

準山林)る。解除状況は、関係事務課で管理する苗木

- ・ 昭和53年4月1日生～昭和53年9月30日生

10月実施
該当者513人 361本配布 配布率70.5%

- ・ 昭和53年10月1日生～昭和54年3月31日生

4月実施
該当者378人 253本配布 配布率66.9%

(2) 公共施設植樹

学校、公園への植樹、町会、自治会などへ、春と秋に緑化用樹木を配布している。

団体別	樹種	本数
教育委員会 関係	メタセコイア	3
	白かば	10
	泰山木等	48
	ツゲ	6
市役所関係	白かば	5
	サザンカ等	263
町会及び 保育園関係	つつじ	50
	藤の木	3
	ツバキ等	18
計		406

(3) 草花の種子無償配布

春と秋の2回朝市の会場で、草花種子の配布を実施している。

種子の種類	配布数
カーネーション	130
きんせん花	130
ひな菊	130
美女なでしこ	130
大輪パンジー	168
計	688

(4) 緑化ポスター募集

市内の小学校5年生、中学校1年生を対象に実施している。

応募及び入選状況

種別	応募数	入選佳作数
小学校	517	52
中学校	82	8
計	599	60

(5) 緑化用標語募集

一般市民を対象に実施している。

応募及び入選状況

応募者数	応募作品数	入選数
19	35	8

(6) 農耕地・農家戸数調査

53年度

農耕地調査		農家・戸数調査	
区分	地積(a)	区分	戸数
田・畑	5,090	30a以下	234
樹園地	681	31a～50a	41
茶園	63	51a～100a	19
桑園	353	100a以上	2
計	6,187	計	296

(7) 経営者等調査

53年度

区分	頭数	戸数
そ菜経営者		264
養蚕経営者		4
植木生産経営者		80
乳牛飼育者	32	6
養豚飼育者	122	11
養鶏飼育者	300	11

(8) アメリカシロヒトリ駆除剤の受払いについて

アメリカシロヒトリの駆除剤は、受、払簿等関係書類を確認した結果、適正に出納事務がされており、又在庫数量についてもまちがいなく事務処理が行われていると認められた。

(9) 防除作業員（学生アルバイト等）

市では、毎年6月～9月まで、公共施設を中心に市内全域に消毒を実施している。

作業員として、5月に2人、6月に6人、7月に8人、9月に8人計24人雇用している。

日当については、大学生、又一般人3,500円、高校生3,300円となつている。

作業中の事故等の非常に備えて、労災保険にも加入し労働災害発生についても配慮している。

作業従事者及び内容については、作業日誌に記録されている。

監査にあたつては、作業日誌等関係書類を調査した結果事務処理は適正に行われていると認められた。なお、アメリカシロヒトリ防除事業については、別表3のとおりである。

(10) 都営住宅内アメリカシロヒトリ駆除について

都営住宅団地内樹木の駆除については、都営住宅サービス公社から、市が委託を受け実施している、53年度実績として、駆除樹木1本につき300円(472本)141,600円が本年度の歳入となつている。

監査にあたつて、契約書及び関係書類を確認した結果、事務処理は適正に行われていると認められた。

(11) 機械・器具等の貸出状況について

機械、器具の貸出については、貸出簿に整理されているが、貸出日の記入もれが4件、長期間貸出のものが2件見受けられた。

又、チェーンソーの貸出が年間2〜3件位とのことで、貸出簿が整理されていない。

今後は、貸出日の記入、長期貸出に十分注意されたい。

又、チェーンソーの貸出簿を早急に整備されたい。

・ 機械・器具調べ

噴霧器(手動式5台、動力式2台)

チェーンソー 1台

3 商工振興対策について

(1) 中小企業振興資金貸付事業について

市では、市内の商工業者の健全なる活動を促進し、かつ中小企業の振興に寄与するために、中小企業者に対し、その事業に要する資金の融資を行つている。

資金の内容については、運転資金150万円が限度額、設備資金300万円が限度額として融資している。

(2) 申込入及び連帯保証人について

申込入及び連帯保証人が、福生市中小企業振興資金融資条例(以下「条例」という。)第6条及び第7条に規定されている要件を具備されているかについては、監査の結果、適格性を有するものと認められた。

(3) 融資審査会について

融資審査会は指定金融機関の代表として融資しようとする金融機関の代表者各1名と商工会の代表1名と市長補助職員1名とで必要に応じ開催し、融資の審査を行つている。

(4) 特定金融機関と融資契約について

市では、中小企業振興資金融資のために、特定金融機関10社と融資契約を条例第17条に基づき1年間締結をしている。

融資については、預託金額の7倍相当の額としている。預託金は、予算額の5分の4が当初の預託金とされ、残りが3月に追加預託されている。

預託金は前半6ヶ月が定期預金、後半6ヶ月は通知預金として処理している。

監査にあたつては、金融機関との契約について、契約書の内容調査した結果、契約は適正に締結が行われていると認められたが、追加預託についてはその必要性及び時期について検討されたい。

(5) 特定金融機関からの回収状況報告について

金融機関は、毎月末現在で翌月10日までに融資金の回収状況を市長に報告しなければならないと条例第18条に規定されている。

監査の結果、金融機関からの報告状況は、関係書類等確認の結果、適切に報告されていると認められた。又融資台帳も報告に基づき整備され適正に記録されている。

金融機関別融資状況(別表4)中、昭和49年度以前の未返済金については、本年中に完済される見込であり、昭和50年度の運転資金未返済金については、関係金融機関に適切な措置を講ずるよう督励中である旨担当職員から説明があつたが、このことについては関係者において早期回収についてなお一層努力されたい。

なお、金融機関別融資状況は、別表4のとおりである。

(6) 利子補給について

利子補給については、条例第9条2項及び条例施行規則(以下「規則」という。)第3条第4条に規定されているように、前半期と後半期の2期に分け金融機関からの請求に基づき支払いしている。(補給率1.5%)

53年度実績が前半期(621,735円)後半期(744,724円)になつている。

監査の結果、利子補給の事務処理は適正に行われているものと認められた。

(7) 一時補てん基金の運用状況について

埼玉銀行福生支店に昭和53年3月31日に759千円を一時補てんしているが、現在までに、238千円が返済されている。なお、残額521千円については、逐次返済される見込である旨担当職員から説明があつた。

又、福生市農業協同組合に昭和53年3月3日に200千円の一時補てんしたものについては関係者において、現在まで協議、督励等融資金の回収に努力を重ねて来たことは認められるが、既に融資以来10数年経過しており、このままでは徒らに時期が経過するのみであると思われるので、この際関係機関協議の上、できる限り早い時期に適切な措置を講ぜ

らりたい。

なお、一時補てん基金運用状況は、次表のとおりである。

一時補てん基金運用状況

科 目	収入金額	支払金額	差引金額	備 考
一時補てん基金	2,000,000		2,000,000	
一時補てん金		759,000	1,241,000	埼玉銀行福生支店
〃		200,000	1,041,000	福生市農業協同組合
計	2,000,000	959,000	1,041,000	

一時補てん金の回収状況

一時補てん金	回 収 金	差引残額	備 考
759,000	238,000	521,000	埼玉銀行福生支店分

(8) 商工団体育成事業について

商工団体の育成事業は、商工会を中心に行っているが、その主なものが商工会の職員に対する人件費の補助金であり、その他は商栄会振興事業及び西口再開発事業費の補助金が交付されているがいずれも適正に処理されているものと認められた。

なお、商工団体の育成及び実施状況は、別表5のとおりである。

4 消費生活について

諸物価の高騰は安定することなく続いている中で消費者の自覚を高め、かしこい消費者になるために、消費者講演会、施設見学、ミニ消費者展等の各種事業が実施された。

今後は、市民の消費生活の安定及び向上に更に努力されたい。

消費生活事業実施状況は、次表のとおりである。

消費生活事業実施状況

- ① 消費生活モニターによる小売物価調査（奇数月10日）
- ② 青果小売商組合加盟店による消費者奉仕デー（毎月1日）

月 日	内 容
5月13日	施設見学 西多摩衛生組合 さつき園
〃 28日	朝 市
8月24日	施設見学 福生青果市場
10月 1日	朝 市
〃 17日	リフォーム教室 使い古したストッキングでブローチを作る
11月3～5日	消費者展
12月 5日	消費講演会「来年の暮らしを考える」講師 勝部三枝子
3月10日	ミニ消費者 加美平団地
〃 16日	〃 福生団地
〃 29日	施設見学 ヤクルト東久留米工場

(1) 家庭菜園について

家庭菜園は、市内に7ヶ所あり、市内在住者の方に2年間貸出している。

菜園の土地使用貸借契約は、適正に整備されていることが認められた。

なお、利用状況は北田園（利用率87.5%）を除き100%の利用率である。

家庭菜園状況は、次表のとおりである。

菜園名・区画数及び貸出期間（1区画3坪）

菜園名	貸出し区画数	期 間
加美平第一	130	53.4.1～55.3.31
〃 第二	48	〃 ～ 〃
熊川東	144	〃 ～ 〃
鍋 2	132	53.7.1～55.3.31
北田園	80	54.4.1～56.3.31
南田園	87	〃 ～ 〃
牛 浜	56	〃 ～ 〃
計	677	

別表1

予 算 執

歳入出（一般会計）

予 算 科 目			予 算 現 額	調 査
款	項	目		
都支出金			3,950,000	3,86
	都補助金		2,034,000	1,95
		総務費都補助金	56,000	7
		農林産業費都補助金	1,978,000	1,88
	委託金		1,916,000	1,90
		総務費委託金	1,916,000	1,90
諸収入			25,163,000	25,67
	雑入		163,000	52
		雑入	163,000	52
	貸付金元利収入		25,000,000	25,00
		中小企業振興資金貸付元金収入	25,000,000	25,00
使用料及び手数料			90,000	8
	手数料		90,000	8
		総務手数料	90,000	8

別表1

予 算 執 行 状 況

歳 入 (一般会計)

予 算 科 目			予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 率		備 考
款	項	目				対 予 算	対 調 定	
都支出金			3,950,000	3,860,488	3,860,488	97.73	100.00	
	都 補 助 金		2,034,000	1,951,488	1,951,488	95.94	100.00	
		総務費都補助金	56,000	71,000	71,000	126.78	100.00	
		農林産業費都補助金	1,978,000	1,880,488	1,880,488	95.07	100.00	
	委 託 金		1,916,000	1,909,000	1,909,000	99.63	100.00	
		総務費委託金	1,916,000	1,909,000	1,909,000	99.63	100.00	
諸 収 入			25,163,000	25,670,762	25,670,762	102.01	100.00	
	雑 入		163,000	529,162	529,162	324.63	100.00	
		雑 入	163,000	529,162	529,162	86.87	100.00	
	貸付金元利収入		25,000,000	25,000,000	25,000,000	100.00	100.00	
		中小企業振興資金貸付元金収入	25,000,000	25,000,000	25,000,000	100.00	100.00	
使用料及び手数料			90,000	87,600	87,600	97.33	100.00	
	手 数 料		90,000	87,600	87,600	97.33	100.00	
		総 務 手 数 料	90,000	87,600	87,600	97.33	100.00	

I 表限

の 方 法 2 年 間

人 歳

に 関 する こと が

歳

金 出 支 給

3.1

人 出 給

3.1

3.1

支 出 費 用
経 費 手 続

3.1

3.1

予 算 執 行 状 況

歳 出

予 算 科 目			予 算 額			支 出 済 額	予 算 残 額	執 行 率
款	項	目	当 初・補 正	予 備 費 充 用 費	予 算 現 額			
6	農林水産業費		38,535,000	0	38,535,000	26,839,303	11,695,697	69.64
	1	農業費	38,535,000	0	38,535,000	26,839,303	11,695,697	69.64
		1 農業委員会費	4,799,000	0	4,799,000	4,670,186	128,814	97.31
		2 農業総務費	19,258,000	0	19,258,000	18,717,031	540,969	97.19
		3 農業振興費	588,000	0	588,000	502,288	85,712	85.42
		4 緑化推進費	13,890,000	0	13,890,000	2,949,798	10,940,202	21.23
7	商 工 費		54,695,000	0	54,695,000	52,536,474	2,158,526	96.05
	1	商工費	54,695,000	0	54,695,000	52,536,474	2,158,526	96.05
		1 商工総務費	10,393,000	0	10,393,000	9,920,595	472,405	95.45
		2 商工業振興費	42,455,000	0	42,455,000	41,214,428	1,240,572	97.07
		3 消費生活費	1,847,000	0	1,847,000	1,401,451	445,549	75.87